

委託研究契約書

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が神奈川県（以下「県」という。）より委託を受けた神奈川県まち・ひと・しごと創生基金科学技術政策大綱推進事業 世界最高水準の高磁場NMR装置の整備に向けた研究プロジェクトにおいて、甲が乙へ支援委託として「〇〇」について研究委託（以下「本委託研究」という。）することについて、次のとおり委託研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の内容）

第1条 本契約の内容は次のとおりとする。

- （1） 研究内容 別添の研究計画書のとおり
- （2） 契約期間 令和7年●月●日から令和9年3月31日まで
- （3） 契約金額 金●●●●円

課税事業者（うち消費税及び地方消費税額 金●●●●円）

（内訳）

ア	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	金XXX, XXX, XXX円
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税額	金XX, XXX, XXX円）
イ	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	金XXX, XXX, XXX円
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税額	金XX, XXX, XXX円）

（研究実施マニュアルの遵守）

第2条 乙は、本委託研究の実施にあたり、甲が別に定める研究実施マニュアルの内容を理解し、遵守しなければならない。

（完了報告）

第3条 乙は、第1条第3号アについては、令和8年3月16日までに、また、第1条第3号イについては、令和9年3月16日までに完了届（別紙様式）に帳簿及び実施報告書2部を添えて甲に提出しなければならない。

（代金の支払方法）

第4条 代金の支払は、完了報告後、乙の適法な請求書を受理した日から45日以内に乙の指定する銀行口座に委託料を振り込むことによる。この場合において、振込手数料は甲の負担とする。

（中間報告等）

第5条 甲は、契約期間中必要と認めた場合は、いつでも乙に対して本委託研究の進捗状況について報告を求めることができる。

2 乙は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに甲に報告し、甲は乙と協議する。

(調査への協力)

- 第6条 甲が、本契約に係る乙の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、本契約の終了後も、終了日の属する甲の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(委託)

- 第7条 乙は、本委託研究の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、研究実施マニュアルで規定するものに該当する場合を除く。

(秘密保持)

- 第8条 甲及び乙は、本委託研究の実施に伴い相手方から開示若しくは提供を受け、又は知得した技術上若しくは営業上の情報、本委託研究の成果に関する情報及び本契約の内容（以下、包括して「秘密情報」という。）について、これを秘密として管理し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外される。
- (1) 開示若しくは提供を受け、又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示若しくは提供を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示若しくは提供を受け、又は知得した際、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権原を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (5) 相手方から開示された情報によらずに独自に開発又は取得していたことを証明できる情報
- 2 前項の規定にかかわらず、相手方より秘密情報を受領した当事者は、法令により開示を強制された場合は、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求した上で、当該秘密情報を第三者に開示又は提供することができる。
- 3 甲及び乙は、本委託研究の実施に必要な範囲で自己の役員若しくは従業員のみに相手方の秘密情報を開示し、当該役員又は従業員に対して、本委託研究の従事を離れた後も含めて相手方の秘密情報の秘密を保持する義務を負わせる。
- 4 甲及び乙は、相手方の秘密情報を本委託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。
- 5 第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、甲は県に対しまち・ひと・しごと創生基金科学技術政策大綱推進事業の実施及び報告のために必要な範囲で、秘密情報を開示又は提供することができる。

(成果の帰属)

- 第9条 本委託研究の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から甲に帰属する。ただし、本委託研究の実施により得られた知的財産権及び研究成果物に係る権利並びに本委託研究に必要なため購入した物品は乙に帰属する。

(研究成果の公表)

第10条 乙は、第8条第1項前段の規定に関わらず、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本委託研究の研究成果を学会発表、論文掲載等により外部に公表することができる。

(第三者損害)

第11条 乙は、本委託研究にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が賠償する。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、本契約による業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、研究実施マニュアル 別紙 個人情報保護に係る規定の趣旨を踏まえ、個人情報保護のために乙の規定等を遵守しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 乙は、自ら又は自らの役職員及び従業員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないこと及びこれら反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、乙がこれに違反したときは、催告その他の手続きを要せずして本契約を解除又は解約できる。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合、乙に損害が生じてもこれを賠償する責を負わない。

(不当介入に関する通報・報告)

第14条 乙は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行う。

(研究の中止)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、本委託研究の中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従う。

- (1) 研究代表者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題の発生その他の事由により、本委託研究を継続することが適切でないと乙が判断した場合
- (2) 第13条又は第16条に定める本契約の解除事由が発生した場合
- (3) 天災その他やむを得ない事由がある場合

(契約の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は本契約を解除するとともに、乙は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部を甲の定める期限までに返還しなければならない。

- (1) 乙が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
- (2) 乙が本契約に違反したとき。

2 乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除し、か

つ、乙に対し本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 乙が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算を自ら申立又は第三者から申立を受けた場合
- (2) 乙が銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
- (3) 乙が差押を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

3 乙は、前二項により甲が損害を被った場合は賠償の責を負うものとする。

(譲渡禁止等)

第17条 甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づき発生した権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならず、あるいは本契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。

(存続条項)

第18条 第8条の規定は、本契約終了後5年間、第3条、第4条、第6条、第9条から第12条及び第17条から第19条までの規定は、本契約終了後であっても当該条項の対象事項が全て消滅するまで、有効に存続する。

(準拠法・紛争解決)

第19条 本契約の準拠法は日本法とする。

- 2 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈若しくは運用に疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、友好的解決を図るよう最善の努力を払う。
- 3 本契約に関し発生する紛争については、横浜地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下、余白)

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲と乙とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

甲 神奈川県海老名市下今泉705番地の1

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

理事長 北森 武彦

乙 住所

機関名

役職 氏名

(別紙様式)

完了届

令和 年 月 日

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
理事長 北森 武彦 殿

乙 申請者の主たる

事務所の所在地
法人等の名称
代表者の職氏名

印

下記委託研究は、令和 年 月 日完了しましたので、実施報告書を添えてお届けします。

記

- 研究題目
- 委託料の額 金 円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税 金 円
- 委託の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 実施報告書

別紙

（委託研究契約書 第 12 条関係）

（秘密等の保持）

第 1 条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱い）

第 2 条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（責任体制の整備）

第 3 条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、従事者）

第 4 条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（派遣労働者）

第 5 条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第 1 条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（従事者等の教育及び研修）

第 6 条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における県の機関及び受託者の義務並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。第6項において同じ。）への委託を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

- 3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

- 4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

- 6 再委託した事務をさらに委託すること（再委託の相手方の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容の変更」として扱うものとする。

- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受注者は第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再々委託の相手方における個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

- 8 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(個人情報の保有及び取得)

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を保有するに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならないとともに、特定された目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

- 2 受注者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(目的以外の利用禁止)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された記憶媒体（記憶媒体に記録された個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下この特記事項において同じ。）を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された記憶媒体を発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された記憶媒体に記録された個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。

- 2 受注者は、発注者から記憶媒体の引き渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出する。
- 3 受注者は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携行させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや外部記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

- 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
- (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- 11 受注者は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去)

- 第12条 発注者から引き渡された記憶媒体に記録された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。
- 2 受注者は委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 受注者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(漏えい等発生時の対応)

- 第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報

報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

- 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（立入調査等）

第 14 条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認められるときは、受注者に報告を求めること及び受注者の作業場所（再委託及び再々委託が行われている場合においては、その相手方の作業場所も含む。）を立入調査することができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第 15 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 16 条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。